

附属機関と懇談会の違い

	附属機関	懇談会等
設置根拠	法律・条例	要綱・規約等（内部規定）
会議の運営	各委員の意見を集約し，合議体の意思として決定や表明をする。	意見聴取や意見交換の場であり，会議としての意思決定はしない。
会長等の代表者	あり	なし
定足数	あり	なし
委嘱行為	あり	なし
身分	非常勤の特別職	なし
支払	報酬（役務の対価） ※支払わなければならない	謝礼(報償費)又は実費相当額(旅費) ※支払うことができる
職務等	執行機関の行政執行のため，あるいは行政執行に必要な調停，審査，審議又は調査等を実施する。	参加者として市の求めに応じ，又は懇談会の目的に沿った意見の表明や交換をする。
会議例	・ 旭川生活館運営審議会 ・ 旭川市保健所運営協議会 ・ 旭川市消費生活会議 ・ 雪対策審議会 ・ 行財政改革推進委員会 ・ 旭川市男女共同参画審議会	・ （各地域）まちづくり推進協議会 ・ 春光台公園運営協議会 ・ 旭川市総合戦略検討懇談会

旭川市市民参加推進会議も附属機関です。

設置根拠は「旭川市市民参加推進条例」。

条例 第 4 章には，しっかり市民参加推進会議について規定されています。

裏面を参照ください。

○旭川市市民参加推進条例 （一部抜粋）

平成14年 7 月 4 日条例第36号

改正

平成17年 3 月24日条例第 7 号

平成19年12月18日条例第44号

平成20年12月12日条例第64号

令和 5 年 6 月30日条例第31号

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 5 条）

第 2 章 市民参加の内容（第 6 条―第13条）

第 3 章 市民投票（第14条）

第 4 章 市民参加推進会議（第15条―第21条）

第 5 章 雑則（第22条）

第 4 章 市民参加推進会議

（設置）

第15条 本市の市民参加に関する基本的事項を調査審議させるため、旭川市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第16条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）市民参加の推進状況に対する総合的評価

（2）市民参加の方法の研究及び改善

（3）この条例の見直しに関する事項

（4）前 3 号に掲げるもののほか、市民参加に関する基本的事項

2 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第17条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

（1）学識経験者

（2）市長が適当と認めた者

（3）市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者

2 前項第 3 号に掲げる委員の数は、委員総数の 5 割以上となるよう努めるものとする。

3 委員総数に対する男性比率及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の 4 割を下回らないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第18条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第19条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第20条 推進会議の庶務は、女性活躍推進部において処理する。

（会長への委任）

第21条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。